

○鳥取県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(平成 28 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号)

改正 平成 29 年 3 月 23 日本部訓令第 10 号 平成 31 年 3 月 7 日本部訓令第 7 号

令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号 令和 4 年 3 月 25 日本部訓令第 8 号

令和 4 年 8 月 22 日本部訓令第 14 号 令和 7 年 3 月 11 日本部訓令第 9 号

鳥取県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令を次のように定める。
(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 第 1 項第 5 号及び同条第 2 項の規定に基づき、鳥取県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(警察官の標準的な職)

第 2 条 警察官の標準的な職は、別表第 1 の左欄に掲げるとおりとし、標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、標準的な職ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(警察行政職員の標準的な職)

第 3 条 警察行政職員の標準的な職は、別表第 2 の左欄に掲げるとおりとし、標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、標準的な職ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(警察官の標準職務遂行能力)

第 4 条 別表第 1 の左欄に掲げる警察官の標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、別表第 3 の左欄に掲げる標準的な職ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(警察行政職員の標準職務遂行能力)

第 5 条 別表第 2 の左欄に掲げる警察行政職員の標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、別表第 4 の左欄に掲げる標準的な職ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 7 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 31 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則(令和4年3月25 日本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和4年8月22 日本部訓令第14号)

この訓令は、令和4年8月22日から施行する。

附 則(令和7年3月11 日本部訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。

(鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令の廃止)

2 鳥取県警察照会センターの運用管理に関する訓令(平成18年鳥取県警察本部訓令第1号)は、廃止する。

別表第1

警察官の標準的な職

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職	
警視	【警察本部】	【警察学校】
	警視の階級にある部長	警視の階級にある校長
	警視の階級にある首席監察官	副校長
	警視の階級にある総括参事官	
	警視の階級にある地域統括参事官	
	警視の階級にある参事官	【警察署】
	警視の階級にある課長	警視の階級にある警察署長
	警視の階級にある被害者支援官	副署長
	警視の階級にある監査官	刑事官
	警視の階級にある物品契約官	警視の階級にある管理官
	警視の階級にある企画官	
	警視の階級にある安全衛生官	
	警視の階級にある監察官	
	警視の階級にある人身安全対策官	
	警視の階級にある組織犯罪対策官	
	警視の階級にある交通規制官	
	警視の階級にある所長	
	警視の階級にある隊長	
	広報官	

	課長 所長 隊長 被害者支援官 監査官 物品契約官 安全衛生官 交通規制官 管理官 室長 センター長 場長			
課長補佐	【警察本部】 次席 参事 副隊長 課長補佐 隊長補佐 室長補佐 統括少年警察補導員 主席研究員	【警察学校】 事務長	【警察署】 課長	
係長	【警察本部】 係長 専門研究員	【警察学校】 係長	【警察署】 係長 係長の段階にある船長 係長の段階にある機関長	
主事	【警察本部】 主事 技師 少年警察補導員 運転免許試験員 保健師 航空整備士 研究員 運転士 心理カウンセラー	【警察学校】 主事 技師 少年警察補導員 運転士	【警察署】 主事 技師 少年警察補導員 機関士 主事の段階にある船長 主事の段階にある機関長 運転士	

別表第3

警察官の標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力	
警視	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
	判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
	説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警部	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
	判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
	説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
	部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警部補	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性・報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
	説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡査部長	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。

	事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性・報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
巡査	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。

別表第4

警察行政職員の標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力	
課長等	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
	判断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
	説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長補佐	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
	判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
	説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	業務遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。

	部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
係長	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性・報告・連絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
	説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
主事	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。